

環境回復検討会
(第8回)

平成25年4月22日

環境省
水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム

特措法施行総括チーム次長：それでは、定刻になりましたので、環境回復検討会の第8回の会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ、先生方にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は、冒頭、南川次官、そして、途中から井上副大臣も出席いただく予定になっておりますが、所用により遅れておりますので、恐縮でございますけども、まずは、先に委員のご出欠状況等を確認させていただきます。

本日は、委員のうち、大迫委員、林委員におかれましてはご欠席という連絡をいただいております。したがって、本日は13名の委員の方にご出席いただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております資料、第8回環境回復検討会の議事次第という1枚紙の下半分に配付資料の一覧がございます。本日は資料1から参考資料3までを、大部にわたりますけども、配付させていただいておりますので、何か過不足等がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、南川次官が到着いたしましたので、冒頭、次官のほうからご挨拶を申し上げます。

環境事務次官：どうも、今日はお忙しいところありがとうございます。

大変お世話になっております除染でございます。汗をかきながら、しかも、随分回り道をしておりますけれども、全体的にはかなり多くの市町村で進んでまいりました。もちろん、まだ地域指定変更の問題もございまして、ほとんど手がついていないこともございます。それから、動き出したのだけでも、なかなか地域の中で同意が得られていなくて、予定どおり進んでいないという地域もございます。ただ、いろんな経験をしまして、私もかなり学習をしてまいりました。したがって、今日は、まず、ガイドラインの改訂についてご相談申し上げたいと思っております。いろんな経験を積む中で、これは非常に使える、あるいは、なかなか使い勝手がよくないとわかってまいりましたので、そういったことを入れて改訂をさせていただきます。それから、新しい技術につきましても幾つかトライをしまして、その結果、これは使える、あるいは、使えないということもわかってまいりました。そういったことにつきましても取り入れていただきますので、今日ご議論をいただければ幸いです。

それ以外にも今日は幾つかご議論をいただきますけれども、これまで議論をいただきました、例えば、森林除染のあり方の問題、そういったことを含めまして、まだ課題がたくさんございます。これにつきましても進捗状況をお話しして、ご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

特措法施行総括チーム次長：それでは、報道機関の方におかれましては、冒頭のカメラ撮りはこれにて終了とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、既に報道機関の方にはご案内しておりますけれども、この会議の終了の直前に、改めてカメラ撮りの機会を設けさせていただく予定です。

それでは、以降につきましては、鈴木委員に座長として進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

鈴木座長：それでは、第8回の環境回復検討会、進行係を務めさせていただきます。

第7回は9月の時点であったと思いますが、森林除染に関しましてご検討いただき、そしてまた、その前段階としては一昨年の12月ということになりますが、ここに、お手元にあります「除染関係ガイドライン」、この第1版をまとめさせていただくということがございました。したがって、しばらく間があきましたが、この第1版のガイドラインに従って、いろいろと粛々と除染の作業、あるいは、事業が進んでまいりましたわけですが、次官の話にありましたように、いろいろと問題点も明らかになってきて、そしてまた、改良すべきところも見えてきているというようなことで、このガイドラインの改訂をここでお諮りするということになります。その他、現在の進行中のいろいろな事柄につきましての取り組みにつきましてのご報告をまたいただくと、そういうことにいたしておりますのがこの第8回の検討会でございます。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。除染関係ガイドラインにつきまして、第1の議題ということになります。これにつきまして、まず、事務局から、資料に基づいてご説明をお願いいたします。

放射性物質汚染対策担当参事官補佐：環境省除染チームの立田と申します。

それでは、「除染関係ガイドライン」の改訂について、資料は、資料3-1と資料3-2という冊子になっています。資料3-2について、赤字になっている部分があるかと思いますが、

こちらが修正を行った部分になっています。図や表に関しては、全て真っ赤になってしまっていますので、図や表の題名のところが赤くなっている部分というものも差し替わった部分になっておりますので、ご注意くださいいただけます。

それでは、事前に資料を送付させていただいていることもありますし、改訂箇所を一つ一つ説明しますと非常に膨大になってしまいますので、改訂のポイントを中心に、改訂の背景などをご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3-1についてです。第1版の策定より1年以上が経過しまして、様々な知見が蓄積されてきているところです。あるいは、それまでの効果については、今年の1月にも取りまとめて公表を行っています。また、ガイドラインを改訂するのは時間がかかるということもありますので、自治体からの質問や協議事項の一部については、除染関係Q&Aという形で、別途公表をしているところです。こういったところをいかに取り入れていくかということが今回の改訂の中心になっています。その他には、本年の1月には不適正な除染の作業が行われているといった報道もありました。それに関する適正化プログラムなどの策定なども行っているという経緯があります。こういった経緯を踏まえて、今年の1月から3月にかけて、放射線関係の専門家、実際に除染を行った有識者、地方自治体の方にご参加いただいた意見交換を開催するなどの検討を行ってきました。

その経緯の詳細は、3ページ目になります除染関係ガイドライン検討経緯というところでは、おおまかな検討経緯としては、1月から2月に、自治体からこれまで寄せられてきた要望の整理を行っています。これまでも、環境省の現地のメンバーは各自治体を回ったときにいろいろなご意見をいただいておりますので、それらについて改めて整理を行ったり、あるいは、特に意見がございました自治体については、個別にヒアリングを行ったりして、こういったところが改訂のポイントになるかについて検討し、案を策定いたしました。その案について、2月、3月に意見交換を行いました。

意見交換のメンバーにつきましては、表で書いているとおり、本日、検討委員にもなっ
ていただいている細見委員、森委員にもご参画いただいております。その他には、日本原子力研究機構、地方自治体としては、福島県、除染が福島県の中でも進んでいる福島市、それから、関東はまた状況も違うということで、除染の実施計画を最初に策定した自治体である流山市にご参画いただきました。第1回、第2回と案について検討した上で、3月の中旬に除染に係る自治体ということで8県、福島県内の47、県外の61の重点調査地域などになっている全市町村に意見照会を行って、案をさらにブラッシュアップしてきました。

その後、先月3月26日に第3回の意見交換を行ったという経緯です。

そういったことを踏まえて、今回、改訂を行いました。1枚戻りまして、「2.改訂の考え方」については、広く自治体の意見を伺うということも改訂の基本的な考え方としております。中身としては、(1)から(5)に書いてあるところがポイントだと考えています。

まず、(1)の新たな技術の取り込みになります。こちらはよく言われていることではありますが、これまで、環境省の直轄による除染、あるいは、実証事業などを行っており、効果や効率が高いということがわかったような技術を取り入れることを行いました。特定の地域だけにしか使えないようなものであると、ガイドラインに入れるのは難しいので、様々な地域で使えるものについて、今回、取り入れさせていただいております。具体的には後ほどご説明させていただきます。

それから、(2)の除染作業のノウハウになります。こちらも技術に近いのですが、こういった作業をするとよいかということで注意点のようなこともあれば、あるいは、こうすると除染作業がうまくいくとか、そういったノウハウに関して今回取り入れています。それから、自治体から質問を受けた事項についても一部今回取り入れています。

それから、(3)の不適正な除染に対する対応になります。こちらに関しては、排水の処理について資料3-1には書いています。必ずしも不適正な除染だけを受けた話ではありませんが、一連の不適正除染の報道の中で、除染によって生じた排水の処理方法について取り上げられたということも踏まえて、今回、排水の放流や回収、あるいは、処理の方法について、具体的な方法を示しています。こういったことが主に技術的な観点からの修正になっています。

それから、(4)のわかりやすさの向上になります。第1版については、急ぎで作ったということもあって、文章で書いてある部分が非常に多くなっていました。そういったことでわかりにくい部分があったのではないかと考え、視覚的に示すことなどを行っています。

それから、(5)のリスクコミュニケーションの観点になります。基本的には、ガイドラインを利用する方は自治体の方が多いのですが、自治体の方が除染実施作業を説明する段階や仮置き場を設置する段階において、根拠を求められたり、何にそれが書いてあるのかと聞かれたりというような状況があるとの意見があり、リスクコミュニケーションにもガイドラインが一部使われるということがあります。そういったこともあり、自治体の方が説明するときに背景となるようなデータ等を取り入れています。

次に「3.改訂内容の概要」について、今ご説明しました「2.改訂の考え方」の具体的な修正点を幾つか事例としてご説明させていただきます。改訂したページ数を書いています。

新たな技術の取り込みに関しては、該当ページに文章としては非常に短く入っているものです。今回取り入れた技術としては、ここに例示されている超高压水洗浄、回収型の高压水洗浄、スチーム洗浄、あるいは、人工芝の除染などがあります。超高压水洗浄は、普通の洗浄や高压水洗浄ではなかなか落ちにくいといったようなところについて、どちらかというところと削り取りに近いような技術です。回収型の高压水洗浄に関しては、もう既に行われているものですが、高压水洗浄の水について回収型を使うことで除染の低減率のアップにつながるというようなことがあります。あるいは、スチーム洗浄に関しては、これは自治体から意見をいただいたものになっています。木製の部分などに関しては、スチームをかけたら非常に効果があったということで、今回、取り入れさせていただきました。人工芝に関しては、子供空間で人工芝の部分が多くあるので方法を示して欲しいという意見を踏まえたものです。新しい技術というよりは、手法を示したという形になっています。

(2)の除染作業のノウハウのところに関しては、本文を見ながらの方がわかりやすいので、資料3-2の2-23を見ていただきたいと思います。屋根の除染について、拭き取るということをやっています。けれども、普通のほこりを拭き取るのとは違って、当然、見えないものですので、落ちたか落ちないかということがよくわからないということがあります。そういったこともあり、資料3-2の2-23ページの表2-5の、例えば、右側の除染の方法と注意事項というところにあります三つ目の赤いところにあるとおり、「汚染の状況に応じて一拭きごとに新しい面で拭き取るなど、汚染の再付着を防止する配慮を行います。」としています。もちろん出てくる廃棄物のことも考えないといけないのですが、作業をしていて、どうも後の方にやったところの低減率が低くなっているというような状況があった中で、除染作業をしていただいている方にも聞いたところ、恐らくもう一回放射性物質を塗りつけているのではないかなというようなことがありました。わかってしまうと当たり前ではあるのですが、そのようなことも今回入れさせていただいております。その他、高压水の洗浄などに関しては、前回のガイドラインでは、かなり位置の高いところからノズル当てたりするような写真が使われていたのですが、きちんとノズルを近づけてやらないといけないといったようなことを注意点として挙げさせていただいております。

その他、2-112ページをご覧ください。こちらには、芝の深刈りに関してトピック的に

取り上げさせていただいております。芝の深刈りに関しては、どこまでやればいいのかということがよくわからないという話を伺っていたところです。やってみただけでも全然下がらないという話があっても、実際には、全然深く刈られていないというようなこともありました。あくまでも目安であって、実際にやってみて落ちるかということを確認する必要があると思いますが、今回、どのあたりまで深刈りするのかということについて紹介をしています。

その他、測定をより正確にやりたいというような意見もありましたので、第1編に測定方法の詳細というものを取り入れています。その他、手法ではないのですが、除染対象となる農業用排水路の位置づけということで、こちらに関しては、第1版では、空間線量に影響のあるところは必要に応じて実施しますといったことが簡潔に書いてあったのですが、どういったところを対象にして実施すればいいのかわからないというような意見がありました。そのため、どういったところが空間線量に影響があるかということを示しています。

次に、(3)の不適正な除染に対する対応について、2-45ページ排水の処理についてをご覧ください。排水の処理に関しては、これまではできる限り必要に応じて回収しますということを簡潔に書いていましたが、排水といってもいろいろなパターンがあるので、排水処理を行わなくてもいいような濃度の低い場合、排水の回収を行う場合にも、水槽のようなもので貯めるような方法、あるいは側溝に土のうを置いて、沈殿させて回収するといったような方法など、いろいろな方法を具体的に提示することで、自治体で実施できるようにしています。

ページが近いので、(5)のリスクコミュニケーションの観点について、続けてご説明します。リスクコミュニケーションに関わることで、2-49ページに放射性物質の水への溶解性などについて説明しています。放射性物質が水に溶けるのではないかと、というのはかなり住民の方々が気にされる部分ですので、今回、放射性セシウムがほとんど水に溶出しないうこと、あるいは、堆積物の除去をしっかりとすれば排水に放射性物質がほとんど含まれないことなどをデータとともに示しています。

それから、(4)のわかりやすさの向上について、各手法のところにフローチャートをつけさせています。2-18ページ、あるいは、2-20ページと資料3-1には書いてありますけれども、これは、例として挙げたページになります。どのような順番でやっていくのがいいか、上から下に基本的にやっていく、そうしたことが文章だけではなく、見てわかるよ

うにということで記載しました。その他、写真番号が赤い字になっているところが多いと思います。第1版は、除染作業がそれほど行われていなかった時期に作られたガイドラインでしたので、今回、自治体をお願いしたりして、適切な写真をできる限り探してきたということになっています。

その他、(5)のリスクコミュニケーションについては、先ほどの水の溶解性や仮置き場で地下水のモニタリングについてデータを示し、安心につながるということを考えています。

説明は以上です。

鈴木座長：ありがとうございました。

第1版に比べて大分アップグレードされて、わかりやすくなっている面が多いと思います。この検討をされたグループに、ここから森委員と、それから、細見委員が参加されていたわけですが、今の説明に加えて、何かご感想なり、あるいは、追加なりがありましたら、今、お伺いできればと思います。

森委員：それでは、森でございますけれども、先にコメントをさせていただきたいと思います。

まず、ガイドラインでございますので、いわゆるマニュアルではないということで、このガイドラインがあることによって、各現場の全てに対応できているかということ、必ずしもそうではありません。それは、あくまでガイドラインとして、おおよそこういうような格好でやっていくと大体の成果が得られると、こういうことでございまして、それを補足するのは、自治体さんと環境省さんの間でいろいろ議論して作られているQ&A、今日はQ&Aについての詳細はございませんでしたけれども、Q&Aは、ある意味で言うと、現場フィッティングをしながらガイドラインを補足しているものだと、こんなふうに私は理解しておりますので、実際に使われる方は、そういうところまで見てやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、あと、このガイドラインはそういう大きい方向性を示しているものでございまして、除染が果たしてどの程度の効果があるかということについては、1月18日に環境省から示されました「除染手法の効果」というものがございますけれども、それを見ながら、かつ、ガイドラインを見ていくと、除染というのは大体どういう結果が得られるかと

ということがわかってくると思います。ただし、1月18日に出されましたのは、昨年の6月末までのデータを整理されたということでございますので、その後もたくさん除染をやられておりますので、今後、そのデータを反映しながら、1月18日の効果については見直しを図っていく必要があるのではないかと、こんなふうに思います。

それから、もう一つでございますけれども、先ほど申し上げました除染手法の効果のときに、じゃあ、どういうふうに測定したらいいのかということで、除染を実施する者と、それから、地元の方々、住民の方々、その方々は一体どこの線量を見て評価したらいいのかということで、除染実施事業者の方は、表面汚染密度、あるいは、表面線量率を見て評価していただいたほうがいいし、地元の住民の方々は1メートル地点、あるいは、50センチ地点における空間線量率を測定されることが適切であるということ、それをさらに、このガイドラインではそこまで詳しく整理がされておりますので、除染をやられる方、あるいは、実際に住民の方はどういうふうに見ていったらいいのかというあたりが、そこにわかるようになっていくところが特徴的ではないかと思えます。

それから、あと、一つお願いがございますけれども、これまで環境省において自治体のヒアリングをして、さまざまな情報を得られて、このガイドラインをお作りになったわけですが、私は、良好事例というのは結構たくさんいろんなところでやられているのではないかと思います。それを全てこのガイドラインに載せることは、それはまた大変なことだと思いますので、例えば、環境省さんのホームページ、あるいは、福島県ですと、除染情報プラザというところがございますので、そこにグッドプラクティスという良好事例、それをなるべく示して、多くの方々がそういうものを参考にすると、よりいい除染が行えるということがわかるように努力していただきたいと、こんなふうに思います。

コメントとしては以上でございます。

鈴木座長：細見委員。

細見委員：この意見交換会をまとめられた森委員が座長として務められましたので、ほぼ今ので言い尽くされていると思いましたが、私は、今回意見交換会に参加させていただいて、いろんな立場からご意見をいただいたというのが一番大きかったかなと思います。特に、実際に除染の実務をおやりになっている福島県、あるいは、福島市等で、今、具体的にどんな問題があるのかということ、切実に我々委員一同がそれを理解しながら、

かつ、環境省の事務局のほうで、他の自治体にもいろいろ意見、あるいは、要望というものを聞いていただいて、それをこの意見交換会の場で討論させていただいたということが、これが非常に一番、今回のガイドラインの改訂に向けて、全員がそういう気持ちで向かっていったのかなということが、森座長のもとで進んだ結果だと思えます。

それと、特に、わかりやすくというのが私は非常に大事だったかなと思います。特に、不適正な事例について、一部の点だけを強調されましたけれども、やはり、排水の問題では、セシウムが土壌粒子、あるいは、その他の粒子にほとんどくっついているということのを改めてこの意見交換会のメンバーも確認して、では、排水の処理としては、その粒子をとればいいんだと。早く言えば、濁度を少なくすればいいんだというようなことを、できるだけわかりやすくこのガイドラインに書いていこうというような姿勢で臨んでいったのかなというふうに思います。この一例だけを申し上げましたけれども、全般的にそういう意見交換会の場であったというふうに思います。

以上でございます。

鈴木座長：ありがとうございました。

委員の方々はあらかじめこれをご覧いただいていると思いますので、ご質問、あるいは、ご意見等がおありでしたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。一回り順番に致しましょうか。

では、稲垣委員のほうから。後でまとめて、環境省のほうで対応頂きます。

稲垣委員：事前に送っていただいて、見させていただいて、本当に非常にわかりやすくなっているなど。特に写真なんかが多くあって、わかりやすくなったなという印象を持ちました。その中で、今、細見先生が言われた点の、一般の市民、県民は、本当に洗浄して水に出て、ひっついていって流れないかどうかということをも多分非常に心配してみえたのではないかなというふうに思います。2-49ページのところに、今回、そういうデータを出していただいておりますけど、ぜひこちら辺をもう少し、できればいろんなデータを蓄積していただいて、そういうものを出すと、より市民の方というのは安心されるのではないかなというふうに思いました。何にしても、非常にわかりやすくなっているなという印象を受けました。

以上です。

鈴木座長：では、太田委員。

太田委員：太田でございます。第1回のこのガイドラインが出たときにはまだ検討会に参加しておりませんので、初めて読ませていただきました。全体として特に問題とか、そういうふうには感じておりません。また、測定方法等が書かれているということが非常によかったなと感じております。森林の除染については、改訂版では大きく変わっていないので、これはやはり、後でご説明があると思いますが、取り方によっては多少奇異に感じられる地元があるかもしれませんので、ぜひその辺はカバーしていただきたいと思います。

以上でございます。

鈴木座長：大塚委員、いかがでしょうか。

大塚委員：私も事前に拝見させていただいて、非常にわかりやすくなったと思って、よくなったと思っております。稲垣委員が指摘された点とちょっと近いのですが、2-49ページのところで、私も、国民の関心が、セシウムが水に溶けないかということ結構気にしているというのは、新聞等を拝見して感じておりますが、上から5行目のところで、「地表に降下・沈着したこれら放射性セシウムは、初期は水に溶解したものの、現在は主に土壌粒子に強く吸着しています。」と書いてあるのですが、ここの理由の説明をもうちょっとしていただけるとありがたいかなと思っていて、余り水に溶けないという話は私も前から伺っていて、私自身はある程度理解しているつもりでございますが、どうして初期は溶解したのに今は溶けないのかとかいうようなことをもう少し説明していただけるとよろしいのかなと。若干そこに対して不信感を持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、少しでもわかりやすくされることがよろしいのかなと思いました。

以上でございます。

鈴木座長：崎田委員。

崎田委員：ありがとうございます。崎田です。

私もこれを拝見いたしまして、やはり一番印象に残ったのは、この改訂の文書の中に、

このガイドラインが、専門家の方だけではなくて、住民対応・対話のときなどにも資料として使われることがあると記載されていたことでした。ですから、できるだけわかりやすく情報を入れると書いてあることが大変印象的でした。

そういう点からも、お願いしたい点が3点あります。

一つは、やはり、これが改訂版として、何を配慮して改訂していただいたのか明記して頂きたい。先ほど環境省の担当者からご説明いただいた資料3-1の1ページ目と2ページの上のあたりまで、せめてこのぐらいを、もうちょっと凝縮した内容でもいいですから、こういう視点で改訂したのだということを、一番最初の表紙をあけたページがまだ空白が残っておりますので、こういうところに入れていただくと、改訂版にはこれまでの経験をきちんと生かしてくれたんだということが伝わると思います。私はぜひここにそういう内容を入れていただきたいと感じます。

2点目は、先ほどもご意見が出ましたけれども、森林除染に関して、やはりかなり関心が高く、これまでもこの委員会で話し合ってきたわけですので、今回はまだ調査結果が出ていないので森林除染は改訂しないということを、明確に記載しておいていただかないと、非常に期待して読まれる方が多いのではないかと思います。その辺をぜひ表記していただきたいと思います。

3番目は、住民対話などのわかりやすさを考えてと書いていただきましたので、あえて1点申し上げたいのですが、「はじめに」というところの全体を読ませていただいたときに、国が直轄でやる地域、線量が高いところは国が直轄でやりますということは一切書いてなく、市町村が除染計画を作って実施するガイドラインだということだけが書いてあるんですね。その辺のところ、全体感がわからない方にとっては、これで全部やるような印象をお持ちの方もいると思うので、第1段落と第2段落の中間に、国の直轄地域、いわゆる年間追加被ばく線量20ミリシーベルト以上のところが以下になるように国が取り組む地域があるが、ここはそれよりも線量の低いところのガイドラインだということを、例えば書いておいていただき、そういう状況がもう少し正確に伝わったほうがいいのではないかと考えております。なぜそこをあえて申し上げるかということ、地域の方々とお話をしていると、1ミリシーベルト以下になるまで除染をしていただくということに非常に期待をし、こだわっておられる方、放射線に対する不安感でおっしゃっている方が大変多いというふうに感じます。もちろん、長期的にはやると目標が書いてありますので、取り組んでいただくのはありがたいのですけれども、現実感から言って、もっと高いところから下げる努

力をしているところもあるのだということがもう少しはっきりとわかってもいいのではないかなという感じがしております。そういう意味で、「はじめに」ということをもう少し全体をきちんと書いていただいてもいいのではないかなというふうに思います。

とりあえず申し上げました。

鈴木座長：ありがとうございました。

中静委員はいかがですか。

中静委員：私も森林に関するについてですが、森林の状況は余り変化していないということなんですが、汚染物質が土壌の下に移動しているという事実がありそうですし、今後、そういう変化を受けて除染のやり方が変化する可能性があるということ、少し述べておいたほうがいいのかという気がいたしました。

以上です。

中杉委員：改めて読ませていただいて、気がついた点が何点かございますので、コメントをさせていただきます。質問とコメントです。

まず最初に、2-19ページのところにもあるのですが、「空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていればそれ以上の除染は原則として行いません。」というふうに言われています。これではよしいのだらうと思うのですが、原則としてということですので、原則以外のことが現実問題として起こっているのかどうか、これも判断が非常に難しいのだらうと思います。多分、そういう質問が来ないということは、そういうことがなかったのかなと思うのですが、このところはどうだったのか。多分、この議論というのは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法のほうで、放射性物質の常時監視をするということに少し絡んでくるかなと思いますので、どうだったのか。「原則として」というのは非常に微妙な言い回しなので、実際に起こってきたときに誤解をされる可能性があるのではないかなというのが1点です。

それから、2点目は、2-22ページのところで排水経路の確保と排水の処理というのがありまして、その中で、表2-4では、流出先への影響を極力避けるために、排水はできるだけ回収しましょうというふうに書いてございます。一方、2-63ページに来て、道路の除染のところに行きますと、排水の回収という話は入ってきません。これは、屋根のところだ

けに排水の回収というのが入ってきているんですね。これを全体として読んだときに、それでよろしいのか。全体として排水の回収というのをできればやるほうがいいというふうに考えているのか。この全体を読むと、全体としてできれば排水の回収をしたほうがいいというふうに考えておられるのではないかなと思うのですが、ここだけ記載をしていると、他のところはやらなくていいのではないかと、そういう解釈をしてしまうので、それでよろしければそれで構わないと思いますが、ちょっとそこはどうなんだろうかということが気になりました。

それから、三つ目は、細かいところなんですけど、文末脚注というのがありますけども、これは、私も読んでいて、文末脚注はどこに。後ろに赤で小文字で11番とか12番と書いてあるんですけど、これはどこにあるのかがわからないんですね。できれば、各ページの下に書き込んであげるほうがわかりやすいのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、他のところなんですけど、4-16ページのところで、放射性物質以外の成分による影響防止ということが書いてございます。これは、一般水質項目的な話がずっと書いてあるんですけども、ケースによっては、他の、例えば、土対法の特定有害物質、そういう事業場が除染をするということも起こり得るので、そういうところの注意事項も少し記載しておいたほうがよろしいのかなというふうに思います。

以上でございます。

鈴木座長：では、新美委員、いかがですか。

新美委員：大塚委員と中杉委員の発言と少しばかり絡みます。一つは、大塚委員がおっしゃった、溶け出すか溶け出さないかという問題と、排水が移動するということが混同される可能性が大きいので、水には溶け出さないけれども、放射性物質は水とともに移動することがあるということをきちんとわかるようにしておいたほうがいいのではないかなということと、もう一つは、回収の問題で、中杉先生と同じ意見で、屋根の場合にはちゃんと回収しろということが書いてあって、道路の場合にはその辺が明示をされていないので、少し気になったということでございます。

以上です。

鈴木座長：古田委員。

古田委員：中身が大分改善されてわかりやすくなっているということは、関係者の皆さんの努力が大変だったなと思います。

あと、ちょっと気になるのは、除染後の再汚染ということで、例えば、一生懸命除染されても、特に、先ほどから出ています排水関係とか、側溝ですね。ある地区で除染をして側溝まできれいにしたのだけでも、除染していないところから土砂のような形で汚染物質が流れてきて、そこに溜まってしまったと。せっかく地域の方が除染してもらったのに、また側溝の周りが高くなっていて除染されていないとか、それで、私もそういうトラブルにちょっと遭遇したことがあります。ということで、せっかく除染された方の苦勞も報われないし、土砂が流れてくれば再汚染するのは当たり前のことですし、特に、暗渠の部分とかそういうところは、基本的には手が届かないところはしなくてもいいという考えになっているかと思えますけども、そういったものを将来にわたってどうするか。例えば、年1回ぐらいは掃除しましょうとか、何かそういった除染後の再汚染に関するような考え方みたいなものをこういうガイドラインできちっと示してあげないと、なかなか住民の方も不安が減らないし、除染する方も苦勞が報われないということがあるかと思えますので、その辺をこういうところに記入していただいたらよろしいかなということが1点。

それから、最後に、2-49で、水の中には溶けませんと。これは、地下水には汚染なんかはなかったということで、こういうことがはっきりと言えるわけなんですけども、こういった知見が、例えば、貯蔵施設の構造の仕様とかにどこまで反映されているか。私、今のスペックなんかを見ると、かなりオーバースペックなような気がします。専門家の中ではこういうことはもうわかっていたのですけども、こうやってきちんとデータがとれてくれば、それを、これからの貯蔵とか処分とか、そういうところにうまく生かしていくということが、やはり、税金を使って事業をしている以上、きちっと反映して、よりコストもかからなくて効果の高い、そういった貯蔵施設なり処分施設を検討していく必要があると思えます。

以上です。

鈴木座長：では、古米委員。

古米委員：もう既に多くの委員の方がご指摘ですけれども、写真、あるいは、説明が丁寧

にされていることによって、わかりやすくなったというのが第一印象でございます。私自身は、要は、雨が降ったときの汚染現象を研究しておりますので、その観点から言うと、2-7のところに、降雨や雨水流出ということで放射性物質が移動するというような表現が出てきたり、ホットスポットという言葉はもともと入ってございましたけれども、そういったものがどういうところで起きやすいのかという記述が追加されたということは、非常に重要な点かと私は思っております。

一方で、除染することで表層の放射性物質は除去されるのですが、その後、雨が降ることによって、流出しやすい状況で放射性物質が残される可能性もあります。その移動までに余り踏み込んで、記述されていないようです。先ほど古田委員がご指摘の点をもう少しうまく取り込めればいいかと思えます。しかし、かえってそれを表現することによって、除染ということに対して不安感が増すということは避けないといけません。関連するところでそれぞれ書くというよりは、除染の措置に当たっての重要な点という全体の構造を示すようなところで記述されると、非常に除染に対する考え方というものが深まる内容になるということが1点目でございます。

2点目は、2-49のところで、先ほど、皆様ご指摘のように、「排水」という言葉、あるいは、環境水という用語を使う際の留意点です。やはり、素人としては単なる水として捉えるけれども、専門的には、水中の放射性物質の存在形態は濁質というものと溶解性のものに分けられるということです。排水については濁質をしっかりとればいいですよというために、コラムで説明がされているという意味においては、私も賛成なんですが、単純に環境水の中にありませんよという表現は誤解を招くように私は思っております。水そのものというのを、いわゆる濁質を除いたそのものと理解できれば誤解は生じないのですが、やはり、環境水の中であっても、雨が降ったときにはそれなりに高くなるという調査データもあります。そこら辺の誤解がないような表現に改善するといいいのかなというのが2点目でございます。

3点目は、森林除染の件でもうご指摘のあった点がございましてけれども、ぜひ、前半の冒頭部分において、その改訂は今後されるということを記述されるのがいいのではないかと思っております。

以上です。

鈴木座長：では、森口委員。

森口委員：総論的なところと、それから、その後は、各論を大きく分けて三つ申し上げたいと思います。

まず、総論ですけれども、前回、昨年7月に森林関係の検討が一段落した段階で、ぜひ継続的に現場の声を吸い上げながら、こういったものを改訂していただきたいというお願いをしておりました。当初はかなり時間をかけて、やってみてからというようなご意向もあったようですが、こういう形で自治体の質問等を十分に受け付けて、こういう改訂をこの時期にやっていただいたことは大変ありがたいと思います。その一方で、これはガイドラインなので、このガイドラインに基づいて、また、実際にどういう事業に対してお金がおりるかということに関する、そういう規程も多分見直しをされるのではないかと思います。それに多少時間がかかるのかもしれませんが、ぜひ速やかに現場での事業に反映されるようにということもよろしくお願いしたいと思います。以上が総論でございます。

各論の1点目は、これは各委員から特に余り出ていなかった点で、森委員のほうからのご説明の中にあっただけですが、1-15ページに除染の効果の評価というのが出てまいります。除染対象の表面汚染密度を評価することによって、その除染を行ったことの効果きちんとして出ているかどうかということを見ていただく。これは非常に重要かと思えます。その一方で、やはり、下げるべきは空間線量、さらには、個人が受ける線量ですので、汚染密度が下がった、これはもちろん、除染が意味があることだということアピールの上では非常に重要だと思うのですが、これが下がっているにもかかわらず、実際の生活空間の線量が下がらなさんと、かえってお住まいになっている方にとっては必ずしもいい情報じゃないと思いますので、そこのところは十分両者の関係を説明していただきたい。

さらに踏み込めば、屋外の地上1メートルの空間線量、こういうものに代用せざるを得ないということもわかるのですが、やはり、下げるべきは、生活しておられる方の被ばく線量である、個人の線量であると思えますので、そういう意味で、これは容易な話ではないのですが、それは、どういうところにお住まいになっているか、例えば、木造住宅であれば、やっぱり2階の屋根についているのが、2階に寝室があれば、そういったところの線量の寄与というのはばかにならないと思えますので、最終的に目指すところは、直接の外部被ばく線量を下げていくということであれば、個人の受ける線量を下げること結びつくようにということ、もう少しそちらのほうにも踏み込んでいってはどうかと思

います。逆に、今は外部の空間線量率ベースで代用しておりますので、現実には、ガラスバッジ等で測った個人の線量、これはまたいろいろな測定法上の問題もあるかもしれませんが、そういったものに関して、やや過大に安全側になっているのではないかと、そういう声も上がってきているかと思えます。もちろん、十分に安全側に見なければいけないとは思いますが、そのあたりにつきましても、今後は一部踏み込んでいく必要があるのではないかなと思えます。

2点目は、そのこととも若干関係するのですが、除染の対象地域を決めるに当たっては、特に、放射性物質が集まりやすいところは避けて測るようにと、そういう書き方がされています。これは、当然、どの区域を除染すべきかということを決定する上では、確かにそういう考えでやらなきゃいけない。非常に局所的なホットスポットを測るということは、ちょっと雑音的になってしまうのかもしれませんが。例えば、1-20ページのあたりに、放射性物質が濃集しやすいところは避けてくださいと書かれているのですが、一方で、そういうところに集まりやすいということの事実をしっかりとっておくということも必要ですし、また、2-39ページあたりには、側溝等の除染ということで、これは、側溝を新たに項目をはっきり立てていただいているのは大変結構かと思うのですが、やはり、空間線量率がかなり低くても、側溝等にかなり濃集しているような事例はあるかと思えますので、避けてくださいと書かれていることと、側溝等の除染をやってくださいと書かれていることとの関係がきちりと伝わるようにしていただきたいなと思えます。

側溝のところに関しましては、側溝で除染したものをどうするかというところがかなり難しいところかなと思っておりまして、2-43ページに土壌と除染廃棄物をちゃんと分けてくださいという話があるのですが、側溝の除染をしたものが廃棄物に該当するのかどうかという、こういうやや法律的な議論もいろいろあるかと思えます。それから、福島県内については中間貯蔵が計画されていますので、そこで土壌を入れることができるかもしれませんが、福島県外に関して、8,000ベクレル/キログラムを超えた土壌に関しての行き先をどうするのか。あるいは、ここで保管という書き方がされているのですが、最終処分ということまで考えるのか、この保管をもって処分として考えるのか、このあたりの出口の整理がちょっとまだつき切っていないような気がいたしますので、そのところは引き続き検討をお願いしたいと思えます。

3点目は、先ほど来、水の話がいろいろ出ております。それから、いろいろわかりやすくなったということがあります。わかりやすくすることは必要かと思えますけれども、セ

シウムは水に溶けないという言い切り方は、これは不正確であると思います。土壌についている水はすぐ溶けませんけれども、この検討会の対象ではありませんが、焼却飛灰、ばいじんについているセシウムは溶けます。ですから、余りにもメッセージを簡単にし過ぎることによって、不正確な知識をみんなが共有してしまうということは避けなければいけませんので、非常に込み入った話ではありますが、やっぱり、正確を期すべきところは正確を期すべきではないかと思います。

長くなりまして恐縮です。以上3点です。

鈴木座長：大体いろいろと、書き方の問題も含めてご注意をいただいたのではないかと思います。これは、先ほども森委員からありましたように、ガイドラインということなので、ここでパーフェクトな、これに従って全てをこなせば全てが完璧におさまるといようなものではないと。また、今の段階で十分に書き切れない、書きたくても書き切れない、サイエンティフィックに十分なものが蓄積されていないというような面から書けないという面もありますし、今の水に溶解しているセシウムと、それから、土壌に吸着、あるいは、イオン交換されているセシウムの問題、それもまた、環境中のpHその他が変われば、また溶出するかもしれないという、そういう難しい問題がいろいろあります。それをまたこへ書き込むとますます混乱するという、今の段階がある意味ではわかりやすいのかなと。ただ、やはり、住民の方々がいろいろと心配なことがあるわけですから、その辺は、崎田委員のご注意もありましたが、このマニュアルがどういうところをどうカバーしているのかというようなことと、少しわかりやすく書いておくというようなことと、やはり、どこが書けていないというようなことも、あるいは、サイエンティフィックな論文ですと、本当は書いておいたほうがいいのかもかもしれませんが、現段階ではこうであり、また、着々と除染作業を進めていく上で、あるいは知識が、あるいは科学的な情報が蓄積されていく上で、さらにまたアップグレードされていく、そういう意味での第2段階のガイドラインであるというようなことを理解していただくことが必要なのかなと思います。

それにしても、貯蔵、回収、それから、仮置き、現場保管、ここは非常に悩ましいところですね。特に、水の場合には、出さないほうがいい。ためておけばいい。これは福一の原因がまさにそれですが、ためているだけではしょうがないわけですから、それを、今度は次の技術開発でちゃんと濃縮処理をするなり、あるいは、除去、まさにそれが処理なのですが、そういうことを、技術開発をしていかなければいけないのかもしれませんが、そこまで

手が回らないというか、残念ながら努力がされていないという面があるかと思います。そういうようなことでいろいろとご注意いただきましたことの中では、森林の問題は、ある意味ではこの次のステップに残されているといえますか、この段階では森林までカバーできていないのですが、多分、また次の森林向けのマニュアルが、あるいは、ガイドラインが検討される段階を持つことになるのではないかと思います。そんなところで、ご注意いただいた点で取り込めるところを取り込んでいただいてということになりますでしょうか。いかがですか。

放射性物質汚染対策担当参事官：大変貴重な意見ありがとうございました。今、座長におまとめいただきましたように、今日のご議論で、やはり、水の関係が結構多くあったと思います。リスコミの観点から、それから、科学的な観点から、いろんな議論があると思います。今日いただいた意見を踏まえて、少しブラッシュアップを続けたいと思います。それから、森林につきましては、実は、次の次の議題で、昨年9月に出した報告書のフォローの議論をさせていただきたいと思います。こういったプロセスの中で、今後、ガイドライン、あるいは、Q&Aという形で表に出していきたいと考えておるところでございます。どうもありがとうございました。

鈴木座長：それでは、このガイドラインにつきましては、部分的に手を加えていただいて、それをまた委員の方々に何らかの形でご覧いただけるようにすると、そういうことですね。

では、次の議題に移らせていただきます。最近の除染に関する取組について、これは幾つかのご報告が事務局のほうからございますので、資料をもとにご説明をお願いいたします。

特措法施行総括チーム次長：それでは、お手元の資料のうち、まず、資料4でございます。除染等の現状についてということでございまして、おめくりいただきまして、最初の2ページ、3ページは、既に先生方もご承知のことかと思っておりますので、省略させていただきます。

5ページのところでございます。国が直轄で除染いたします除染特別地域の除染の進捗状況について、一覧表にしてございますけれども、ご承知のとおり、除染実施計画の策定、仮置き場の確保、地権者の同意というものが除染の作業には必要になってまいるわけでご

ざいますが、こちらにございますとおり、直轄除染の対象地域につきましては、まず、除染計画の作成状況は左から二つ目の欄でございます。田村市から始まりまして、浪江町まで、それから、仮置き場につきましてもご覧のような状況でございます。そして、除染の実際の作業の進捗状況が右端の欄でございます。

おめくりいただきまして、6ページでございますけれども、実際の3月末時点での進捗状況でございます。田村市につきましてはほぼ終了ということでございまして、それ以外の町につきましては、こちらの表にあるとおりでございます。

続きまして、7ページは、常磐自動車道における除染の進捗状況でございます。地域の基盤となる重要なインフラの一つである常磐自動車道につきましては、今年の6月末までに除染を完了すべく、現在、進めているところでございまして、これと並行して復旧整備工事を進める関係機関と連携をしているという状況でございます。

おめくりいただきまして、8ページは、市町村におきまして除染の実施計画を作っていたいただき、除染作業をしていただく汚染状況重点調査地域の進捗状況でございますけれども、現在、対象として指定を受けている市町村は101ございますが、3月26日時点で、94の市町村において既に計画を作っていたいただき、順次除染を進めていただいております。詳細は次のページにございますけれども、特に、学校や幼稚園等子どもの生活環境を優先して除染を進めていただいているところでございます。

9ページに、もう少し詳しい計画策定対象市町村のリスト、それから、10ページには、今申し上げました汚染状況重点調査地域におけるもう少し詳しい進捗状況を掲載いたしております。福島県内におきましては、25年2月末現在、福島県外におきましては、24年12月末現在における状況を掲載いたしております。

11ページは放射線量の推移ということでございまして、減少率が大きかった箇所における除染の実施の確認というものでございます。

おめくりいただきまして、12ページは、国及び地方自治体が福島県で23年度に主に実施いたしました除染の事業の効果につきまして整理したものでございまして、例えば、アスファルト舗装面での除染では、洗浄で5割から7割、高圧洗浄で3割から7割、削り取りで7割から9割程度といったような一定の効果が確認されたところでございます。

続きまして、13ページ、14ページでございます。年明けに除染の手抜きといったような報道がされたことを受けまして、大臣の指示のもとに、副大臣を本部長とする除染適正化推進本部を省内に直ちに立ち上げました。現地の確認、事業者への指示等を行い、1月18

日に除染適正化プログラムを本部で決定して、これを進めているところでございます。このプログラムの具体的な内容につきましては、14ページの裏でございますけども、事業者の施工責任の徹底、幅広い管理の仕組みの構築、環境省の体制強化という3本柱から成っております、不適正除染110番等ここに掲げておりますような取組を進めているところでございます。

続きまして、15ページ以降は中間貯蔵ということでございます。特に、福島県内におきましては、除染に伴う土や廃棄物等が大量に発生することなどから、現時点で最終処分の方法を明らかにするのは困難という状況のもとで、安全に集中的に最終処分までの間に管理・保管するという施設として中間貯蔵施設の設置が必要という認識のもとに取組を進めているところでございます。

17ページは最近の経緯、動きでございますけども、前回の検討会以降の動きといたしまして、福島県及び双葉郡8町村に、まずは事前の調査をさせていただきたいというお願いを昨年8月にいたしました。これを受けまして、昨年11月に福島県知事のほうから調査の受け入れの表明をいただきました。個別に各町への丁寧な説明も続けまして、4月に楢葉町におきまして現地調査を開始しております。また、明日には、大熊町におきまして現地調査を行う予定でございます。

18ページは、こういったあくまで調査の候補地ということで、関係の自治体にお示ししているものでございます。

今後のスケジュールにつきましては19ページのところでございまして、現地調査を踏まえまして、地元の方の了承をいただいた後に、ボーリング調査等を今後できるだけ早く進めてまいりたいということでございます。この中間貯蔵施設は福島県の除染にとっても必要不可欠ということで、私どもも引き続き最大限の努力を傾けてまいりたいと考えているところでございます。

以上が資料4でございます。

資料5から8につきましては、この後別途説明がございまして、参考資料1-1でございますが、これは「除染・復興加速のためのタスクフォース」ということで、復興大臣及び環境大臣のもとに、今年になりましてタスクフォースというものが設けられまして、除染と復興管理を同時達成するという観点から具体的な方策が検討されております。現時点での検討状況、中間報告は、参考資料1-1にあるとおりでございます。新技術、インフラ復旧の一体推進、農地の除染、森林の除染等々でございます。

続きまして、参考資料1-2でございますけども、福島における対応体制の抜本的強化ということで、復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの福島・東京2本社体制という考え方のもとに、福島では福島復興再生総局、そして、東京におきましては、福島復興再生統括本部というものが、復興大臣をヘッドといたしまして設置され、環境省も含めました関係省庁が構成メンバーとなっているところでございます。

参考資料1-3は、3月7日に開かれまして復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合におきまして、復興大臣からの要請等に関します動きでございます。

参考資料2-1は、環境省における体制整備ということでございまして、24年4月に福島環境再生事務所等を含めまして500人体制を構築しているところでございますが、今年度の4月、今年度からはさらに100人程度の増員により体制の拡充を図っているところでございます。なお、従前の福島除染チームは、今年度の4月から福島環境再生本部に改組しているところでございます。

参考資料2-2は、除染等関係の予算でございます。

最後に、参考資料3は、24年度におけます国際関係の主な動きでございます。IAEA及び二国間の動きでございます。

放射性物質汚染対策担当参事官：それでは、引き続きまして、資料5をご説明いたします。

森林除染の現状についてでございます。この環境回復検討会の昨年9月に、森林についての当面の整理をまとめていただきました。1ページ目にありますのは、その際のおさらいということでございます。森林を三つのエリアに分けて、住居と近隣の森林、それから、これをエリアAとっております。それから、エリアBとして、作業等が日常的に入る森林、ほだ場などがあります。その他の森林をエリアCとしてございまして、それぞれの現状及び課題を掲げております。

エリアAにつきましては、平成24～25年度と、この2カ年間で、特に優先的に落葉落枝の除去を実施するという方針のもと、今、進めております。これに対しまして、福島県など、特に線量が高い谷間の居住地があると、こういったところでは、こういった今のやり方で十分かどうかと、空間線量率の低減の効果を評価した上で対応を検討すべしということでございました。それから、沢水でありますけれども、この地域は非常に水道が未普及のところもあつたりして、住民が地下水や沢水に依存しているという状況を踏まえて、沢水の

モニタリングを強化すべしということでした。

エリアBにつきましては、ほだ場などでありますけれども、利用の目的や利用頻度等を踏まえながら具体的な進め方を検討すべきであるということでした。

それから、エリアCにつきましては、放射性物質の流出、拡散や、森林除染の方法等の知見が現時点で十分ではないということがございますので、今後調査・研究を進め、その結果を踏まえた上で判断することが適切と。また、地域の復興に向けた政府の対応といった大きな視点からの検討が必要であり、森林施業と放射性物質対策を組み合わせた方策ということがまとめられております。

こういったことを踏まえて、その後の現状についてご説明をいたします。

2ページをお開きください。まず、エリアAの住宅近隣でございますが、まず、本格除染の推進ということで、現在、直轄地域におきまして、住宅近隣の森林除染を進めております。そこに写真がありますのは檜葉の事例でありますけれども、現在本格除染を進めている4市町村における進捗状況でございます。田村、檜葉、川内というふうに書いて、飯館が少し遅れておりますということで、田村につきましては平成24年度事業ということで、大体終わりに近づいております。檜葉、川内につきましては2カ年計画の1カ年目ということでございますけれども、引き続き25年度末の終了に向けて進めてまいります。飯館につきましては、仮置き場の設置が十分でないということで、遅れぎみという状況となっております。

次に、3ページをお願いいたします。谷間の居住地を取り囲む森林について調査・研究を進めております。環境省及び林野庁におきましてモデル事業などを進めているところでございまして、その具体的な内容といたしましては、まず、除染の範囲を、現在、20メートルをおおよそ目安としてやっておりますが、これを広げた場合、どの程度の線量低減の効果があるかということ把握しようとしております。そして、再汚染の有無の把握、さらに、除染範囲を拡大した場合における土砂流出量の把握ということも行っております。現在、これらのモデル事業を進めておりまして、これらの結果等を踏まえまして、夏ごろまでを目途に知見が得られた部分から随時方向性をお示しする予定としております。

次に、4ページをお願いいたします。沢水でございますけれども、現在、8市町村において進めております。25年2月末までで700検体やっております、2検体で検出をされており、その他は不検出という状況です。

エリアBでありますけれども、ほだ場の取組でございますが、現在、林野庁におきまし

て、ほだ場における落葉等の除去、客土等の実施後のシイタケへの放射性物質移行量の調査を実施中であります。また原木キノコの生産再開に向けまして、放射性物質の影響を低減するため具体的な取組事項を示した、栽培管理に関するガイドラインを作成中という状況です。これらを踏まえまして、環境省において、ほだ場に関する除染関係Q&Aなどを早期に策定する予定としております。今後、両省庁が連携をいたしまして、ほだ場における除染と復興の両面の観点から取組を進めてまいります。

6ページをお願いいたします。エリアCの状況でございます。まず、放射性物質の流出拡散につきますさらなる知見の集積につかまして、林野庁で当面営林が難しい、高線量のエリアにおける流出防止対策の検討に必要な調査を新たに実施しております。また、環境省、林野庁において、森林からの放射性物質の流出量の調査を継続中でございます。

次に、として、森林の除染と林業の発展の方策ということでありまして、先ほどご紹介がありました「除染・復興加速のためのタスクフォース」におきまして具体的な議論を進めてございまして、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する事業を林野庁において新たに実施することとしております。これは、先週金曜日に開かれましてタスクフォースで公表されておりますが、7ページをご覧くださいますと、被災地におきまして、森林・林業の再生を図るために、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質の影響に対処するための対策を一体的に実施する予算が補正予算などの対応を含めまして計上されてございまして、25年度中に1,000ヘクタールの実施目標とされております。事業内容は大きく三つありまして、一つ目は、実証地選定のための森林調査等、次に、公的主体による森林整備、それから、放射性物質対策の実証ということで、放射性物質対策の影響に対処するための各種の取組、それに対する追加的費用の補助といった内容になってございます。

駆け足でございましたが、資料5は以上でございます。

次に、資料6をお願いいたします。技術の関係でありまして、従来から、環境省におきましては、新技術を開発・促進するという目的のもとで除染の技術を公募いたしまして、優良な提案につかましては専門家による審査を経て採択案件を決定し、上限2,100万円程度までの補助を行っております。これまで4事業を行ってございまして、期間及び実証件数は下記のとおりでございます。現在、25年6月以降実施予定のものを公募中でございます。

裏をおめくりいただきまして、今申し上げました除染技術実証事業、これが一番下のほ

うに書いてありますけれども、これに加えまして、今後、除染技術ポータルサイト、こういったものを作ろうと考えております。これは、技術の開発側と、それから、利用側のマッチングをするという目的でありまして、技術を受け付けまして、専門家による簡易審査を経たものをこのポータルサイトに掲載いたしまして、情報提供をいたします。環境省といたしましては、こういったポータルサイト、あるいは、技術実証等を含めた新しい技術につきましては、除染の発注時においてインセンティブを付与しておりますけれども、こういったことを含めまして、具体的な技術の利用というところも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上が資料6であります。

次に、資料7であります。これは、ガイドラインの議論のときにも少し言及がございましたけれども、国、自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について、今年の1月に取りまとめております。

お聞きいただきまして、スライドの2ページというところ、2枚目の下のところに背景・目的というものがございます。ここにありますように、除染が開始されて1年余りたって、モデル事業であるとか、あるいは、先行事業、本格事業、こういったものが進んでおります。特に、この中で、福島県の、特に線量が比較的高い地域における事業、初期の除染事業ですね。平成23年度が主なものになります。これを対象にいたしまして、結果を取りまとめたものでございます。この分析の対象は、初期の除染事業ということもありまして、その後いろんな改善があったわけでありまして、本結果は、まず初期のものということで、暫定的なものとして取り扱うということが必要であると前提が述べられております。こうした前提のもとで、結果が以下に書かれております。たくさんございますので、かいつまんで申しますと、スライドの29ページ目をご覧ください。

ここでは、建築等工作物、アスファルト舗装面での結果を示しております。右側の棒グラフにありますように、表面汚染密度の低減率の分布がそのようになっております。いろんな原因で少しばらついてはおりますけれども、左上のほうの四角の中に簡単なサマリーが書いてありますように、低減率で言いますと、洗浄で50～70%、高压洗浄で30～70%、削り取りで70～90%ということでございます。

それから、同じく、スライドの35ページをご覧ください。ここでは、グラウンド等の土壌の除去による効果について述べております。土壌除去ということで、低減率は80～90%ということで、かなり高いものとなっております。

この他、今、時間の関係でご説明できませんけれども、いろいろな除染対象に対しまして、それぞれどのような除染効果があったか、これについて取りまとめを行ったものでございます。いずれにしましても、今後ともこのような資料の収集整理をして、提供していきたいという方針でございます。

最後、資料8をお願いいたします。帰還困難区域における除染モデル実証事業の実施についてと題するものでありまして、3月7日の原子力災害対策本部でご説明をした資料でございます。今後、帰還困難区域の除染をどうするかということを考える必要が出てまいりますけれども、それに当たりましては、地域の復興に係る取組とセットで考えなくてはいけないということでございます。そうする上で、まずこういった高線量の区域を除染した場合に、どの程度の低減効果があるのかという基礎データを収集する必要がございます。そのような目的でこの実証事業を実施する予定でございまして、 にありますように、まずは、通常の標準的な除染工法をこの地域で用いた場合にどの程度の線量低減効果があるのか、あるいは、限界があるのかということについての検証をしております。また、 にありますように、通常の除染を超えて、例えば、工作物を除去するといった方法によってどの程度の効果があるのかということも可能な範囲で追求してまいりたい、検証してまいりたいと思っております。

以上、資料8でございます。

説明は以上です。

鈴木座長：大変多様な内容につきましてのご説明ということでしたが、どういたしまして。いろいろとご質問、あるいは、ご意見があるかと思しますので、順不同、どのテーマでも結構ですので、ご意見がおありの方はご発言いただけますでしょうか。

森林除染につきましては大体こんなところでよろしいというか、要するに、現状はこうだというようなことで、今後、除染につきまして、特に、エリアCなんかはどうするのかという問題もあろうかと思っておりますけれども、検討をこの回復検討会でも進めていくことになるかと思っております。いかがでしょうか。

では、森口委員、簡潔にしましょう。

森口委員：森林除染について、2点だけ発言させていただきます。

1点は、これは林野庁のほうでも検討が進められて、24年4月に報告が出ていたと思いま

す。林野庁側での検討成果で、場合によっては、落葉の除去だけではなくて、伐採等も含めた検討が必要じゃないかということもあったと思います。当然、調査・研究を進めておられると思いますけれども、よろしくをお願いします。

それから、これの中で、沢水のモニタリングという話が出てくるのですけれども、これも、23年度のJAEAで実施された調査・研究が、25年3月になってからデータが出ているかと思いますが、ここでは恐らく、検出下限1ベクレルで測られているのではないかと思います。より下げることによって、環境動態のより正確な把握が進むかと思いますが、ちょうどここへ来る前も、その専門家と一緒に水環境課を訪問してそのあたりも要望してまいりましたので、環境動態の把握はかなり科学的な知見が進んでいるかと思いますが、そんな点を適切に反映いただきたいと思います。

鈴木座長：では、中杉委員。

中杉委員：資料7を見せていただいて、細かいところなんですけど、全体で、アスファルト舗装面については、低減率が低いというよりは増加率が高い例が幾つか見られるのですが、ここら辺のところは、多分、ガイドラインのところにはもう反映をされているのかなと思うのですが、こういうやり方をすると、例えば、マイナス50%なんというのが出てくるよということは分析されているのでしょうか。

放射性物質汚染対策担当参事官補佐：アスファルト舗装面について、個別のポイントについてなかなか確認するのが難しかったところもあるのですが、コンクリートとアスファルトで、今回多少結果が違ったということがあります。アスファルトの方がぼこぼこしていて、低減率が低いということがありました。他には、説明のあった、アスファルト舗装面の低減率が、洗浄で50から70で、高圧水洗浄で30から70ということで、高圧水洗浄のほうが低いのはなぜかということは、水が残っていたという可能性が非常に高いだろうと思っております。今回、そういったことも踏まえて、回収型の高圧水洗浄を追加するなどガイドラインの改訂をしているということになっています。その他、ノウハウということ言うと、アスファルトなどにクラックが入っていて、そういったところについてしまっているとか、そういった細かい部分もあるかとは思いますが。

中杉委員：ガイドラインを見せていただくと、コンクリートをやるか、アスファルトをやるかということに関して、特段区別した記載がないようですけども、もしそういう知見が得られているのであれば、そこら辺はガイドラインの中に注意事項として記載してしかるべきではないでしょうか。こんなものをどんどん、得られた知見については盛り込んでいくほうがよろしいのではないかなというふうに思いますが。

鈴木座長：今のデータで、2,000cpm以上と、未満とデータが分かれていて、それぞれ低減率みたいなパーセントで示してあるんですね。これはどうしてこういうことになっているのでしょうか。本来は、絶対値のどこにあったものがどこへ下がったという、下がった値がどこまでどうだったのかというほうが重要で、率にしちゃうと、マイナス40が出たり50が出たりということもあるのでしょうかし、要するに、分母にばらつきがあるでしょう。2,000以上といっても、高いものから低いものまで。そういうものを一括して低減率という形であらわしてしまうというのは、サイエンスの側から見ると、中身がわかりにくいですよ。それはまた、もとのデータがあるでしょうから、折を見て整理をし直してみられるといいと思いますが。

その他、いかがでしょうか。

どうぞ、古田委員。

古田委員：低減率の件については、もともとのバックグラウンドも含まれてきますので、線量が低いところとか計数率が低いところでの低減率というのは、なかなか難しいかと思えます。ある程度高くなってくると、低減率は大きく落ちるというふうに思えます。

それから、アスファルトとコンクリートの話が出たのですけども、ウェザリングで、初期に積もったものは、流れている成分がかなりありますので、とれにくい成分が残っているということで、なかなか除染効果が期待できないのかなと、ちょっとそんな感じがします。ただ、土壌のほうはそのまま残っていますので、表面だけうまくとれば除染効果が高くなるというようなことは考えられるかと思えます。

あと、これからは意見なんですけれども、やはり、最終的にどう処分するかということが見えないと。中間貯蔵をつくられるということはわかるのですけども、受け入れるほうもなかなか難しい、そういう問題もあろうかと思えます。やはり、セシウムに対してはどういう処分が適切かということをきちっと考えないといけないのかなと。一般の公害物質

とか、そういうものと違って、土にしっかり吸着している。それから、水にはなかなか溶けにくい、先ほど、森口先生のほうから、灰からは出やすいというお話があったのですが、それは出てくるところに限られていますので、何らかの形で対策なり、そういうことはできるだろうということを考えると、場合によっては、一般の公害物質よりも、処分というのはやりやすいのではないかなと私は思います。やはり、こういったものを、廃棄物とか要らないものというように考えなくて、うまく活用する。バイオマスのほうにもあったのですが、うまく活用して、地元プラスになるように考えるということが必要ではないかなというふうに思います。

例えば、発電所の前の海底土も、かなり汚染されていると聞いています。ということは、例えばこういうものを埋め立て材としてプラスということで活用して、海のほうには出ないようにということは、工学的にはできると思いますので。例えば海の汚染拡大も防止しながら、こういった除染でできた土壌もプラスで活用するというような、もっと広い視野に立って、最終的にどう活用して、皆さんのためにプラスになるかと。埋め立てをすれば、その上をいろいろな形で活用するということも考えられますので、そういったトータル的な利用方法をやはり検討していただきたいなと考えます。

以上です。

鈴木座長：大塚委員が先ですね。

大塚委員：ちょっと法的なことの一つ伺いたいのですが、資料4でございますが、除染適正化プログラムというものを作っていただいて、大変よかったと思っています。スライドの14にございますように、厳格な処分の実施ということで、場合によっては政府全体で指名停止というようなこともあって、これも大変いいと思うのですが、ちょっと別の会議でも伺いましたことですが、特措法の46条に不法投棄の、汚染廃棄物等の投棄の禁止というのがあって、除染土壌に関しても投棄の禁止の規定があって、60条に罰則の規定があって、その行為者だけではなくて、法人にも63条で罰則の規定がございますが、これを活用することはお考えなのか。余り量が少ないとなかなか難しいのかもしれませんが、可能性はあると思うのですが、その適用可能性についてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

鈴木座長：これはどうですか。今、お答えになりますか。

放射性物質汚染対策担当参事官：ご指摘のように、不法投棄禁止の条項がございます。ただ、今回報道のあった、あるいは、我々が情報を得ている範囲の不適正除染の範囲では、これをそのまま適用する事例ではなかったと考えております。ただ、今後、不法投棄以外にもいろいろな不適正なことが起こり得るという観点に立って、こういった契約上の行為として、指名停止という非常に強力なこともし得るようにして、幅広い不適正除染の可能性にあらかじめ対処しておきたいと考えたものでございます。

大塚委員：今回の事例では適用されないと、私もそうかなと思っているところもあるのですが、それは量の問題ですか。どこで適用されないというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

放射性物質汚染対策担当参事官：我々が得ている情報の中では、場所であるとか、あるいは、実態について、必ずしも十分な情報が得られている状況ではございませんでした。そういったことで、不法投棄の条項を適用するということには至らなかったということでございます。

鈴木座長：では、崎田委員。

崎田委員：資料4でいいですか。5を先にしたほうがいいでしょうか。

鈴木座長：どちらでも。

崎田委員：わかりました。

資料4を先に、先ほど、地域によってのいろいろな除染の進捗状況を説明いただきまして、ありがとうございます。やはり感じるのは、国が直轄でやっておられるところ、非常に線量の高いところと、帰還準備をしていただけるような地域と、地域の方の思いもかなり違ってきています。そういうところと、線量が低いところで、どのくらいまで線量を下げっていくのかを、地域で目標をどのくらいにするのかということを実際に考えておられる

地域や、非常に下がってきたので次は、いかに地域活性化とか、活力ある地域に向けて住民と一緒に取り組んでいこうとか、また、風評被害が非常につらいということに関心を持っているとか、地域によって住んでおられる方の関心事が非常に多様化しているというふうに大変強く思います。それで、その違いに対応して、環境省とか除染情報プラザの皆さんもいろいろ対応してくださっていますけれども、本当に市町村ごとのそういう違いにきちんと対応しながら、住民対話などに対してきちんと対応していただければありがたいなというふうに強く思います。

それで、そういう前提でちょっとお聞きしたいことが二、三あるのですが、一つ目は、除染の効果に関して、この夏までに一応除染は約半減、子どもたちのいるところはマイナス60%というような目標ができておりますが、先ほど来、この資料にもいろいろ数値は出てきているのですが、夏にはどういう数字で、発表することを想定して準備しておられるのか教えていただければありがたいというふうに思います。

なお、次に、中間貯蔵施設に関して、福島県と地域の皆さんが調査を受け入れてくださったということは大変ありがたい状況だと思うのですが、最終のほうの19ページにこれからのスケジュールのことが書いてありますが、やはり、この分野も、地域の皆さんへの適切な情報提供が大変重要な時期だというふうに思いますので、この辺はもう重々やっておられると思っておりますけれども、きちんと住民対話に対して体制を作って進めていただければありがたいと思っています。よろしくお願いたします。

鈴木座長：では、森委員。

森委員：資料5の森林除染に関して、特に、エリアC、いわゆる、福島県でも非常に面積の広いところの除染を今後どうするかということで、6ページに研究の状況ということで、林野庁が今、流出防止対策の検討の調査を行っている、ということが書かれているわけなんです、やはり、この分野、林野の方々とか、いわゆる環境系の方、物質の流動関係の方、あるいは、原子力関係の方、そういう学際的な 総合的に見ていかないと、このあたりについて、具体的にどう除染を今後考えていったらいいのかということになると思うんですね。しかもまた、それも、ある期間内に知見を集約していく必要があるのではないかと、こんなふうに思うのです。そういうことから言うと、もう少し学際的な研究プログラムというんですか、それをぜひ環境省さんのほうでまとめていただいて、それが、

例えば、昨年の9月の段階で、2年後ぐらいにその成果を踏まえながら次のことを考えましよう、ということだったと私は理解しているのですが、そのためにも、やはり、6ページの のあたりについて、今、我が国の全体像がどうなっているのか、それが果たして2年後に判断するのに適切なプログラムになっているのか、そういうあたりについて、ぜひ整理してまとめていただきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひしたいと、思います。

崎田委員：今の森委員のご意見と同じところに非常に関心を持っております。資料5の6ページのところですが、先日、JAEA（日本原子力研究開発機構）の皆さんが、これからのモデリングとか、こういう分野に関してどんな研究を考えておられるかということのを伺う機会がありました。環境省、林野庁、そして、JAEAとか国環研、皆さんが非常に関心を持って研究を始めておられますので、今後どういうふうに協力し合って研究するのかということの絵をきちんと描いていただくことが大事だと思っております。また、今お話にも出た、福島県で国が応援するという形をとって準備しておられる、環境創造センターの内容にどういふふうにつないでいくのか、やはりそこが大変重要だと思っております。この研究だけではなく、今回お話が出ているような全体の除染の成果の世界への発信とか、記録を残すこととか、そういうことも全部つながってきますので、そういう全体像に対してどういふふう準備をし、現状の研究をどうつなげていくかということもきちんと考えていくことが重要だと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

鈴木座長：除染は、先ほど来ありましたが、多様な広がりを持っていて、それぞれが程度が違ふ。状況も違ふ。いろいろな作業が実際に事業として進んでいるのですけれども、全体の中の一体どこがカバーされたのか、どこで実績が上がってきたのか、将来どうなるかという、そういう非常に複雑な場での全体像が見えるような仕組みは残念ながらないんですね。ともかく、一つ何かお金がいたら、それがどう執行されたか、適正に執行されたかどうかというところは大変興味がありなんでしょうが、本当に実効ある仕組みはどういふふうになられていて、全体としては、国として一体いつになったらそれが終わることになるのか。あるいは、住民の方々が戻っていくとしたときに、本当に安心して戻っていけるような態勢になっているのか。そういう全体が見える、これはモデルもその一部だと思ひますが、平面的にこの領域をカバーして、一体事業がどう着々と進んでいって、どう

いうふうに進展しているのかという、そこが見えるような仕組みを、国が主導で、ある種の研究プロジェクトとして作っていかねばいけないのではないかという気がします。こういう事例というのは余り今までなかったもので、そういう意味では非常にいい機会ではないかと思えますし、幸い、今度、組織変更があって、福島対応体制の抜本強化というものがありませんが、これは井上副大臣も重要な役割を占められることになると思うのですが、ハードウェアのインフラづくり、ハードウェアの話だけではなくて、やはり、本当にそこに住む人がここへ帰ってこられるようにするにはどうするのか。これは、宮城以北の場合と、やはり、福島の場合では、かなりいろんな話が違う大変なことになると思えますので、ぜひ復興庁と環境省のほうでうまい協力関係を作っていただいで進めていただくということが必要なのではないかと思います。

どうぞ、太田委員。

太田委員：今、座長の言われたことはそのとおりで、これはやはり環境省とか復興庁が中心になってということだと思いますけれども、先ほどの森委員からのお話にもあるように、研究ベースでやっていかねばならないという部分が特に森林にはございます。その辺については、文科省も含めまして、どういうふうに全体を議論していくかという点は、学問ベースでも本当はやってもらわないといけな。ひょっとしたら一つの場として日本学術会議もあるのかなというようなこともちらっと考えたりしているのですけれども、そういうところと相談もということだと思いますが、森林のほうは特に研究ベースでやっていかねばならないというふうに感じているのです。私もいろいろな研究者から話を聞いているのですけれども、総合的にどうなのかというディスカッションはまだ全体として足りないなと思っております。

また、森林につきましては、今回の森林の整備と放射線対策を一体的に推進というのは、地元の要望も含めて、一歩前進だろうと思うのです。この辺になると、林野庁も中心になって相当うまい案を練っていただかないと、なかなか難しいと思うのですが、ぜひこの辺は進めてほしいと思います。

それから、座長のお話では、森林については別のガイドラインという言葉も出てまいりましたが、それについての情報を集めているということで、皆さん、ぜひそういうことをご理解いただいて、また広報していただきたいと思えます。その中で、私がやっぱり一番感じているのは、これは私がこれまで関係してきた専門的な話ですが、除染をして、落

ち葉とか、あるいは、表面のものを剥ぐということは、森林の管理では全くそうしないようにするのが森林の管理の原則で、そういうことでずっとやってきているわけです。それを取り去れば、必ず雨のときに地表流が出て、そして土壌が下へ流れていくということで、このあたりのところも、まだしっかりしたデータ 例えば、森林の除染は遅れて始まり、冬の時期にやっているというようなことがあって、まだ夏の雨とかに遭っておりませんので、その辺も含めて整理していかなければいけないということで、今、この中に入らないということは理解できると思うのですが、そういうことで、ぜひこのあたりは精力的に進めていただければと思います。

最後にちょっとだけ、これは前にも言ったかもしれないのですが、もう既に使われている言葉でどうしようもないのかもしれませんが、堆積物といっているんですね、表面の落ち葉などをとることを。あれは、下草という生のものも、落ち葉も含めて、有機物なんですね。堆積物というと、何か土砂が移動するとか、そういう感じなので、本当は堆積物という言葉ではなくて、例えば、まず有機物除去、それから、鉱物質の土壌をとということで、堆積物という言葉は本当は変えてほしいのですが、現場でももう既に堆積物、堆積物とされているようですので、もう遅いかなという気がするのですが、小さなことですが、そんな感想でございます。

ありがとうございました。

鈴木座長：いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから幾つか出たご意見に対するレスポンスがありましたら。

放射性物質汚染対策担当参事官：まず、崎田委員からいただきました、この夏までにどうか、25年8月までに50%、あるいは、60%被曝量を下げるという目標があります。これをどう評価するかということにつきましては、現在、事務局内で検討中でございます。なかなかこういったマクロで50%下げるといふことの手法的なところがまだ確立されておられませんものですから、今、研究中でございます。また方向が出ましたらご相談等をしたいと思いますが、今のところはそういう状況でございます。

それから、森林についてでございますけれども、ご指摘にありましたように、今日お示しをした範囲のものは、それはそれとしてあるのですが、さらにまたいろんな研究もしなくてはならないというところをご指摘のとおりでございます。特に、太田委員からござい

ましたような流出の問題、なかなかデータも十分ではないところもありますが、現在、こういったデータも取りながら、可能な範囲で外に出していきたいというふうに考えております。

そしてまた、鈴木座長を初め、全体が見えないと。除染が今どうなって、それから、今後どうなっていったって、いつ終わるのかと、こういった全体の仕組みについても考えるべしという大きな宿題をいただきましたので、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

鈴木座長：それでは、よろしいでしょうか。

崎田委員：座長の全体が見えないということのお答えが、今あったのですけれども、私は、よく福島を除染情報プラザのほうに伺いますが、あそこには非常に大きなパネルがあって、ビジュアルで、地図で見せるものと、それぞれの市町村全部の今の状況というのを、手書きですが、壁一面に張ってあります。ああいうような視覚的なものが東京にもあればいいですかね。

鈴木座長：そうですね。やっぱり、具体的にビジュアルに容易にアクセスできて、そしてまた、時間軸を伴って、どういうふうに変化していったって、そういうものがあると、住んでおられる方も安心ですしね。

崎田委員：私は除染情報プラザにかかわらせていただいております、やはり、もっともっとわかりやすく、随分いろいろ申し上げてきました。2年たちかなりそういう様にはなってきましたが、もっともっと地域の方が足を運んでくださればうれしいなと思っています。それだけではなく、全国の方が、せっかくホームページも作っておられるので、どんどんアクセスして見ていただきたい。福島の県内の方と全国の方に知っていただくという、両面で少しみんなで考えていくということも大事なのかなと今感じました。よろしく願います。

鈴木座長：本当は、それぞれのところでどれくらいの事業が計画され、一体どこが受けて、どのような効果が挙げたというようなことまでわかるぐらいのものと良いのでし

ようか。

水・大気環境局長：幅広い観点から全体の進捗がよく見え、進むようにというご指摘だと思います。今日は大分たくさんの資料を短時間でご説明させていただくことになりましたが、見ていただきますように、直轄地域だけをとりましても、進捗状況がそれぞれの地域の状況に応じていろんな状況であるというところがございます。この進行管理をし、それから、今おっしゃいましたように、プラザでも進捗状況を出しておりますが、だんだんホームページなどでもしっかり示していく必要があるという認識でやっております。そういう中で、全体の進行をどういうふうに見ていくのか。ご承知のように、さっきの資料がありましたように、24年度、25年度で生活周りのところの除染にめどをつけていこうということで始まっておりますが、計画自体が随分遅れたところもございますので、この辺の見きわめということが一つございます。

それから、一方で、効果がどうかということも、今日、我々の調査の一端をお示ししたわけではありますが、こういうふうに、技術的に、あるいは、場所によってどういう効果があるかという検証も必要であります。

それから、もう少し年度単位で事業が進んでまいりますと、地域全体がどうなってきたかというようなことも必要でありまして、いろいろな面での検証が要ることだと思います。24年度、25年度の先には、26年度はどうしていくかというようなことがございますので、さっきから出ておりましたように、この夏にかけては、いろいろな意味で作業を急ぎながら、それなりの見きわめもしていかなければいけないと、こういう状況でございますので、今日はいろいろな角度から大変有益な示唆をいただきましたので、これをぜひ生かして進めていきたいと考えているところでございます。

鈴木座長：いろいろとバラエティーのあるご意見をいただきまして、非常に有益であったのではないかと思います。

では、副大臣も来られていますので、最後に事務局のほうにお返しいたします。

特措法施行総括チーム次長：ありがとうございました。

最後に、井上副大臣からご挨拶を申し上げます。報道機関で撮影がございましたら、急いで準備をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

環境副大臣：皆様、大変お疲れさまでございました。鈴木座長を初めとして、委員の先生方には、今日、本当にお忙しいところお集まりいただき、また、貴重なご意見を多く賜りまして、心から感謝を申し上げます。そして、私のほうは、今日は、実は指定廃棄物に関する有識者会議というものも同時刻に開催されておりました、遅参をいたしまして、申し訳ございません。

私どもも、昨年末に新政権となりまして、そして、環境省はいろいろな課題がありますけれども、除染に関するガイドラインが1年半余りの間改訂がなされていないということに関しても、大きな問題意識を持ってやってまいりました。除染が始まった当初、これを作って、しかし、それから、さまざまな除染事業を苦労しながらやってきて、いろんなノウハウが積み重なっている、あるいは、新しい技術も出てきている。やっぱりこれをきちんと生かしていくこと、そして、それぞれの地域の実情に応じて、自治体の意向を踏まえて、また、住民の方々に対してわかりやすい、そんなガイドラインの改訂を行わせていただくということで取り組んでまいったところであります。今日も、そういう意味では、新たな技術の取り込みでありますとか、あるいは、蓄積した除染のノウハウの提示、また、不適正除染という大変残念な問題もありました。これを踏まえた排水処理方法などの提示でありますとか、あるいは、リスクコミュニケーション、このためのデータの掲載と、こういったさまざまな観点から、この新しいガイドライン、これについてご議論をいただいたところであります。今日の貴重なご意見を踏まえまして、また鈴木座長とご相談をさせていただいて、早急にガイドラインの改訂ということ、これを発表させていただきたいというふうに思っております。

また、併せまして、ガイドラインの補足資料であるQ&A、これについてもアップデートに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つの議題であります、今の除染に関するさまざまな取組、あるいは、今後の課題ということであります森林除染について、いろいろ多くご意見をいただきましたし、それから、例えば、中間貯蔵の問題とか、本当に大きな課題がたくさんありますので、引き続き先生方のいろんなご意見を賜りながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

鈴木座長：事務局のほうから何かありますか。

放射性物質汚染対策担当参事官：本日は、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。今ありましたように、除染関係ガイドライン、鈴木座長ともこれから相談させていただきながら取りまとめ、公表していきたいと考えております。

議事録につきましてでございますが、各委員の皆様方にご確認をいただいた後、ホームページ上で公表するということとしたいと思っております。

また、次回の日程については、改めてご相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

鈴木座長：それでは、よろしいですね。

どうもお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして第8回環境回復検討会を終了いたします。